

基本診療料について

中医協 診-1-1
21.7.8

基本診療料は、初診若しくは再診の際及び入院の際に行われる基本的な診療行為の費用を一括して評価するもの。	
初・再診料	<p>初診料(1回につき) 270点 外来での初回の診療時に算定する点数。基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用が含まれている。</p> <p>再診料(1回につき) 病院 60点 診療所 71点 外来での二回目以降の診療時に一回毎に算定する点数。基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用が含まれている。</p>
入院基本料	<p>入院の際に行われる基本的な医学管理、看護、療養環境の提供を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用を含み、病棟の種別、看護配置、平均在院日数等により区分されている。</p> <p>例)一般病棟入院基本料(1日につき) 7対1入院基本料 1,555点 10対1入院基本料 1,300点 13対1入院基本料 1,092点 15対1入院基本料 954点</p> <p>なお、療養病床の入院基本料については、その他の入院基本料の範囲に加え、検査、投薬、注射及び簡単な処置等の費用が含まれている。</p>
入院基本料等加算	<p>人員の配置、特殊な診療の体制等、医療機関の機能等に応じて一日毎又は一入院毎に算定する点数。</p> <p>例)入院時医学管理加算(1日につき) 120点 (急性期医療を提供する体制及び勤務医の負担軽減に対する体制を評価)</p> <p>診療録管理体制加算(1入院につき) 30点 (診療記録管理者の配置その他の診療録管理体制を評価)</p>
特定入院料	<p>集中治療、回復期リハビリテーション、亜急性期入院医療等の特定の機能を有する病棟又は病床に入院した場合に算定する点数。入院基本料の範囲に加え、検査、投薬、注射、処置等の費用が含まれている。</p> <p>例)救命救急入院料2(1日につき)(3日以内の場合) 11,200点 (救命救急センターでの重篤な救急患者に対する診療を評価)</p>

入院基本料

A100	一般病棟入院基本料
A101	療養病棟入院基本料
A102	結核病棟入院基本料
A103	精神病棟入院基本料
A104	特定機能病院入院基本料
A105	専門病院入院基本料
A106	障害者施設等入院基本料
A108	有床診療所入院基本料
A109	有床診療所療養病床入院基本料

特定入院料

A300	救命救急入院料
A301	特定集中治療室管理料
A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料
A301-3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
A302	新生児特定集中治療室管理料
A303	総合周産期特定集中治療室管理料(母胎・胎児集中治療室管理料) 総合周産期特定集中治療室管理料(新生児集中治療室管理料)
A304	広範囲熱傷特定集中治療室管理料
A305	一類感染症患者入院医療管理料
A306	特殊疾患入院医療管理料
A307	小児入院医療管理料
A308	回復期リハビリテーション病棟入院料
A308-2	亜急性期入院医療管理料
A309	特殊疾患病棟入院料
A310	緩和ケア病棟入院料
A311	精神科救急入院料
A311-2	精神科急性期治療病棟入院料
A311-3	精神科救急・合併症入院料
A312	精神療養病棟入院料
A314	認知症病棟入院料
A316	診療所後期高齢者医療管理料

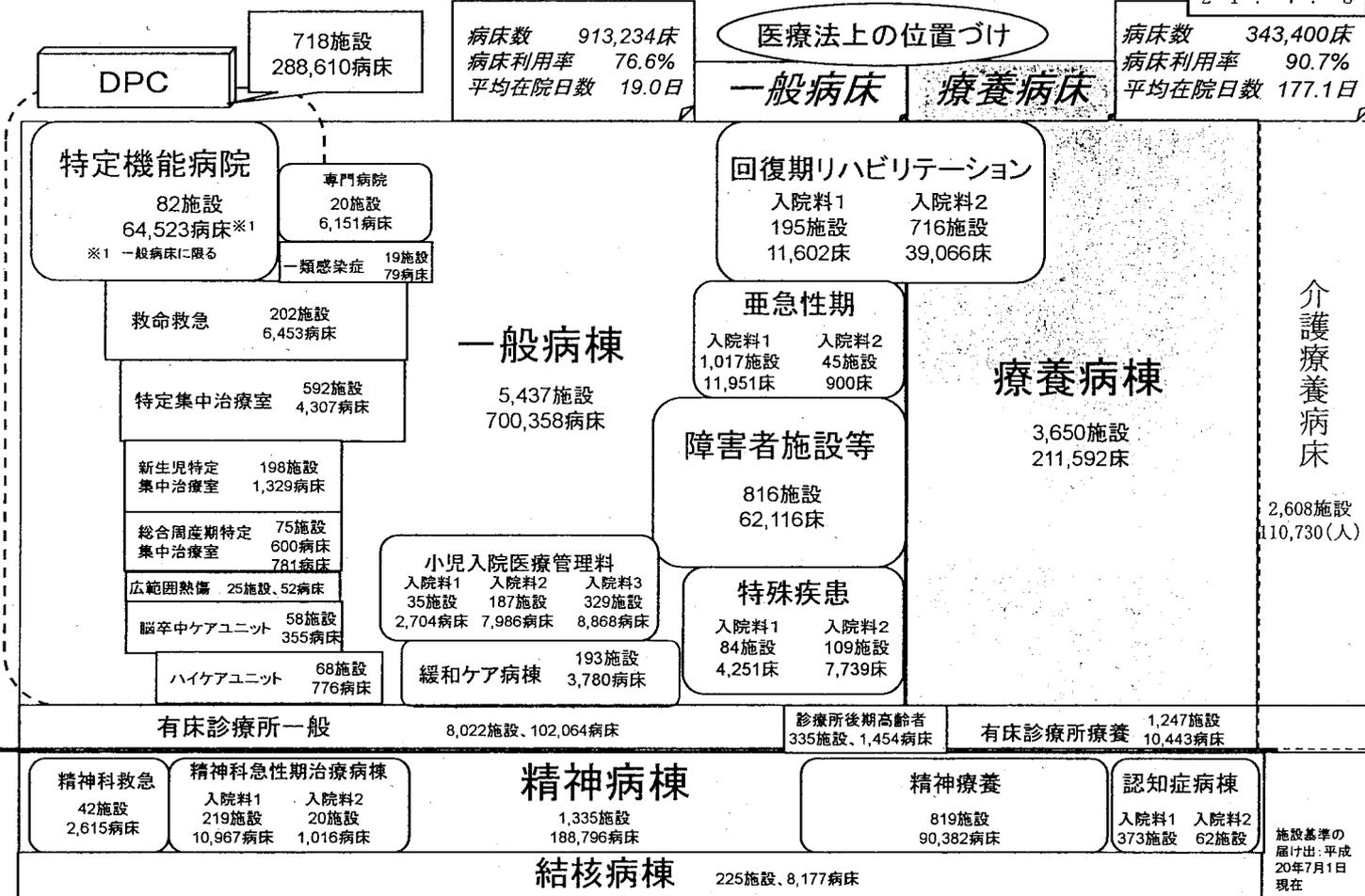
入院基本料等加算

A200	入院時医学管理加算
A204	地域医療支援病院入院診療加算
A204-2	臨床研修病院入院診療加算
A205	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
A205-2	超急性期脳卒中加算
A205-3	妊産婦緊急搬送入院加算
A206	在宅患者緊急入院診療加算
A207	診療録管理体制加算
A207-2	医師事務作業補助体制加算
A208	乳幼児・幼児加算
A210	難病等特別入院診療加算
A211	特殊疾患入院施設管理加算
A212	超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
A212-2	新生児入院医療管理加算
A213	看護配置加算

A214	看護補助加算
A218	地域加算
A218-2	離島加算
A219	療養環境加算
A220	HIV感染者療養環境特別加算
A220-2	二類感染症患者療養環境特別加算
A221	重症者等療養環境特別加算
A221-2	小児療養環境特別加算
A222	療養病棟療養環境加算
A223	診療所療養病床療養環境加算
A224	無菌治療室管理加算
A225	放射線治療室管理加算
A226	重症皮膚潰瘍管理加算
A226-2	緩和ケア診療加算
A227	精神科措置入院診療加算
A228	精神科応急入院施設管理加算
A229	精神科隔離室管理加算
A230	精神病棟入院時医学管理加算
A230-2	精神科地域移行実施加算
A230-3	精神科身体合併症管理加算
A231	児童・思春期精神科入院医療管理加算
A232	がん診療連携拠点病院加算
A233	栄養管理実施加算
A234	医療安全対策加算
A235	褥瘡患者管理加算
A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
A236-2	ハイリスク妊娠管理加算
A237	ハイリスク分娩管理加算
A238	退院調整加算
A239	後期高齢者外来患者緊急入院診療加算
A240	後期高齢者総合評価加算
A241	後期高齢者退院調整加算

病院の機能に応じた分類(イメージ)

中医協 診-1-3
21.7.8



救急・周産期・小児に関する主な診療報酬項目

入院基本料等加算

○救急医療に関する項目

- 改 A200 入院時医学管理加算 (14日を限度、120点)
- A205 救急医療管理加算 (7日を限度、600点)
乳幼児救急医療管理加算 (7日を限度、750点)
- A205-2 超急性期脳卒中加算 (入院初日、12,000点)
- 新 A207-2 医師事務作業補助体制加算 (入院初日、105～355点)

○周産期医療に関する項目

- 新 A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算 (入院初日、5,000点)
- 新 A236-2 ハイリスク妊娠管理加算 (20日を限度、1,000点)
- 改 A237 ハイリスク分娩管理加算 (8日を限度、2,000点)
- 改 A212-2 新生児入院医療管理加算 (30日を限度、800点)

○小児医療に関する項目

- A208 乳幼児加算 (3歳未満の場合、289～333点)
幼児加算 (3歳以上6歳未満、239点から283点)
- A212 超重症児(者)入院診療加算 (6歳未満600点、6歳以上300点)
準重症児(者)入院診療加算 (6歳未満200点、6歳以上100点)

特定入院料

○救急医療に関する項目

- A300 救命救急入院料 (8,890～11,200点)
- A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(発症後14日を限度、5,700点)

○周産期医療に関する項目

- A302 新生児特定集中治療室管理料 (日数は出生体重による、8,500点)
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料
母胎・胎児集中治療室管理料 (14日を限度、7,000点)
新生児集中治療室管理料 (日数は出生体重による、8,600点)

○小児医療に関する項目

- 新 A307 小児入院医療管理料 (2,100点～4,500点)

特掲診療料

○ 個別の点数に関する項目

- 改 C004 救急搬送診療料 (1,300点、6歳未満150点加算)
- J044 救命のための気管内挿管 (500点)
- K898 1 緊急帝王切開 (17,800点)

○ 加算として評価されている項目

手術において、3歳未満の乳幼児の場合は原則100分の100が加算される。
また、緊急のために、休日又は深夜若しくは診療時間以外の時間に手術を行った場合には100分の80若しくは100分の40が所定点数に加算される。

平成20年度診療報酬改定～救急対策①～

中医協 診-1-5
21.7.8

地域の中核病院の勤務医負担の軽減

- 地域の急性期医療を担っている病院で、勤務医負担軽減策が具体的に計画されている場合を評価

- ①外来縮小計画 ②外部の医療機関との診療分担の推進
- ③院内の職種間の業務分担の推進 ④当直明けの勤務の軽減 等

入院時医学管理加算 120点 (14日まで)

病院勤務医の事務負担の軽減

- 地域の急性期医療を担っている病院で、医師の事務作業を補助する職員を配置している等、病院勤務医の事務作業負担を軽減する体制を評価

(新) 医師事務作業補助体制加算 (入院初日)
一般病床数に対する医師事務作業補助員の配置割合によって評価

25対1*	50対1	75対1	100対1
355点	185点	130点	105点

※高度な救急医療を担う医療機関のみ

平成20年度診療報酬改定～救急対策②～

病院の時間外救急負担の軽減

- 病院の軽症の時間外救急患者を、診療所で受けとめる体制を推進するため、診療所での夜間・早朝等の診療を新たに評価

平日 : 6～8時、18～22時

土曜 : 6～8時、12～22時

日祝日 : 6～22時 (新) 初・再診料 夜間・早朝等加算 50点

医師負担が大きい技術の再評価

- 既存の手術の技術料を、医師の負担を踏まえて適正に評価 (手術72項目について平均約3割引上げ)
- 感染症患者の手術における加算の引上げ
- 帝王切開術における麻酔管理の加算を創設
- 先天性心疾患等の患者の高度な全身麻酔を評価
- 穿刺技術の評価の引上げ(上顎洞穿刺等の再評価) 等

平成20年度診療報酬改定～周産期対策～

周産期医療を担う地域のネットワークの支援

- 救急搬送とされた妊産婦の受入れを評価

(新) 妊産婦緊急搬送入院加算 5,000点(入院初日)

- ハイリスク妊産婦の治療に当たる医療機関の連携を評価

ハイリスク妊産婦共同管理料 対象拡大(I 500点/II 350点)

ハイリスク妊産婦管理の充実・拡大

- ハイリスク妊婦の入院管理を評価

(新) ハイリスク妊娠管理加算 1,000点(1日につき)

- ハイリスク妊産婦の分娩管理の評価の充実

ハイリスク分娩管理加算 1,000点 → 2,000点(1日につき)、対象拡大

- ハイリスク妊婦の検査の充実

ノンストレステスト 対象拡大、入院中 1週間につき1回 → 3回

外来 1月につき1回 → 1週間につき1回

3

平成20年度診療報酬改定～小児科対策～

小児の入院医療の充実

- 高度な小児医療を提供する医療機関・子ども専門病院の評価

(新) 小児入院医療管理料 1(区分新設) 4,500点

- 障害を持つ乳幼児の入院医療の評価

超重症児(者)入院診療加算 300点 → 6歳未満 600点

準超重症児(者)入院診療加算 100点 → 6歳未満 200点

小児の外来医療の評価の充実

- 病院・診療所の小児科医師の連携による救急医療体制の評価

地域連携小児夜間・休日診療料1 300点 → 350点

地域連携小児夜間・休日診療料2 450点 → 500点

- 乳幼児の外来医療の評価

小児科外来診療料 処方せんを交付する場合 初診時 550点 → 560点 等

4